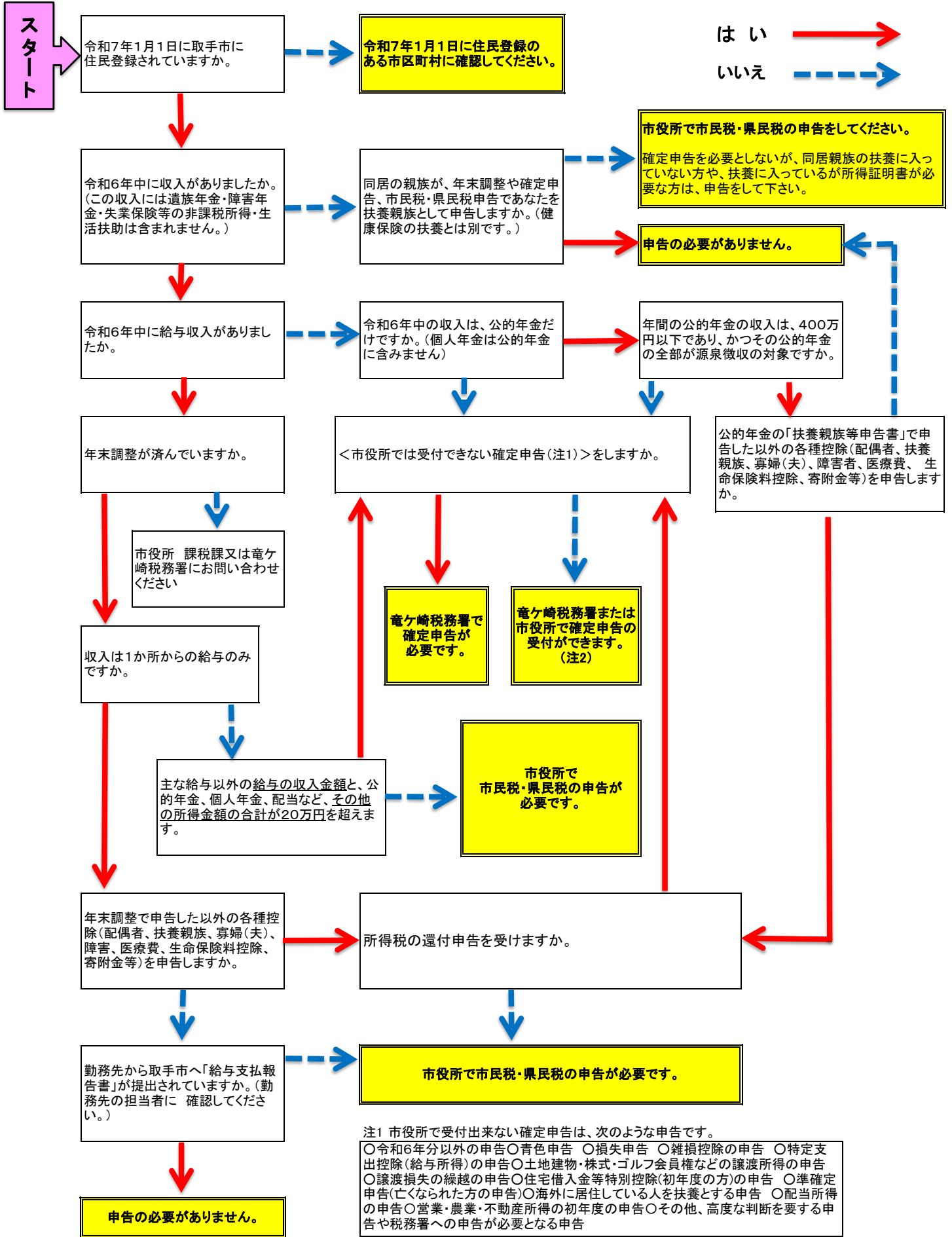


あなたは申告する必要があるでしょうか？どのような申告が必要でしょうか？ 確認してみましょう！



注1 市役所で受付出来ない確定申告は、次のような申告です。  
 ○令和6年分以外の申告 ○青色申告 ○損失申告 ○雑損控除の申告 ○特定支出控除(給与所得)の申告 ○土地建物・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告  
 ○譲渡損失の繰越の申告 ○住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告 ○準確定申告(亡くなられた方の申告) ○海外に居住している人を扶養とする申告 ○配当所得の申告 ○営業・農業・不動産所得の初年度の申告 ○その他、高度な判断を要する申告や税務署への申告が必要となる申告

注2 所得控除額が所得金額を上回り、かつ、どの所得からも所得税が源泉徴収されていない場合には、市民税・県民税の申告となります。